

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		評価方式	総合(実績)事業	番号	13-47			
歳出予算額(千円)	20年度	21年度	22年度	23年度要求額					
(当初)	23,235,266	22,651,454	19,126,451	19,525,919					
(補正後)	40,205,322	23,840,269							
前年度繰越額(千円)	26,573,020	26,668,834							
予備費使用額(千円)									
流用等増△減額(千円)									
歳出予算現額(千円)	66,778,342	50,509,103							
支出済歳出額(千円)	37,569,751	34,768,492							
翌年度繰越額(千円)	26,668,834	12,713,450							
不用額(千円)	2,539,757	3,027,161							
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②に記載								
政策評価結果を受けて改善すべき点	特になし								
評価結果の予算要求等への反映状況	特になし								

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する				番号	13-47	(千円)	
	予 算 科 目					政策評価結果等 による見直し額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額	
対応表において●となつているもの	A 1	一般	国土交通本省	官庁施設保全等推進費	官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費	98,862	103,778	△ 26,460
	A 2	一般	国土交通本省	官庁營繕費	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備に必要な経費	14,967,947	15,362,499	
	A 3	一般	国土交通本省	官庁營繕費	民間資金等を活用した官庁營繕に必要な経費	4,059,642	4,059,642	
	A 4							
	小計					19,126,451	19,525,919	△ 26,460
対応表において◆となつているもの	B 1							
	B 2							
	B 3							
	B 4							
	小計							
対応表において○となつているもの	C 1							
	C 2							
	C 3							
	C 4							
	小計							
対応表において△となつているもの								
	合計					19,126,451	19,525,919	△ 26,460

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策評価調書（個別票②）

（政策評価書要旨）

評価実施時期：平成22年 8月

担当部局名：大臣官房官庁営繕部管理課
担当者(連絡先)：武田(03-5253-8111(23134))

政策名	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	番号	<input checked="" type="checkbox"/> 横断的な政策課題-13-47
政策の概要	行政等のサービス提供の場として国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。		
【評価結果の概要】	<p>(総合的評価) 官庁施設について、国民に対する行政等のサービスを円滑に提供する場としての役割が果たされるよう、耐震、環境負荷低減対策及びバリアフリー化等の必要な整備を図っていく必要がある。また、施設の運用段階においても、災害防除等必要な機能を維持・確保するため、保全の適正化のための指導を推進する必要がある。</p> <p>(必要性) 官庁施設は、国民の生活や経済社会活動を支える行政等のサービス提供の場として重要な役割を担っており、また我が国の建築物の規範としての役割も期待されているところであるが、その機能を発揮するためには、耐震、環境負荷の低減、バリアフリーといった社会的要請に的確に対応しつつ、利便性、安全性を確保するための施設整備を行う必要がある。また、官庁施設が必要な機能を常に発揮していくためには、施設の整備ばかりでなく、適正な保全も必要であり、的確な保全指導を行う必要がある。</p> <p>(効率性) 整備の実施にあたっては、既存の建築物の有する位置、規模、構造を踏まえ、効率的整備の観点から、合同・集約化による新築や、庁舎の耐震化、バリアフリー化、環境負荷低減対策等のための改修を適宜選択して実施していることから、効率的な整備を図っていると評価できる。また、官庁施設の保全については、庁舎の詳細な現状を常時把握しつつ実施する必要があるため、各省各庁が各庁舎ごとに保全担当職員を配置する必要があるが、保全担当職員の多くは、当該業務の経験年数が低いなど必要な知見が不足している状況である。このため、必要な知見を国土交通省から各省各庁の保全担当者に適宜提供しつつ、適切な指導・支援を行うことにより、施設の健全化が図られるとともに、施設の長期的耐用性を確保することが可能となることなどから、効率的な取組が行われていると評価できる。</p> <p>(有効性) 耐震化やバリアフリー化の推進、環境負荷低減対策などの取り組みの結果、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合や、国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす使用者用駐車場及び多機能便所（オストメイト対応）等の整備が行われている施設の割合、又は太陽光発電の導入若しくは建物の綠化が行われている施設の割合が、全体的に業務目標に向かた成果を示していると認められる。さらに、施設管理者対象の保全指導、官庁営繕関係基準類等の策定などの取り組みの結果、保全状態の良好な施設の割合や官公法に規定する営繕等を実施する上で必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数は業績目標の達成に向けて順調な推移を示している。これらにより、これまでの、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進に関する各種取組が有効に機能してきたものと評価できる。</p> <p>(反映の方向性) - 防災拠点となる官庁施設の耐震対策の更なる推進を図る。 - グリーン庁舎の整備等、官庁施設のグリーン化対策の更なる推進を図る。 - 各省各庁の施設管理者を対象に保全に関する会議や説明会を実施するなど、指導・支援の更なる推進を図る。 - 当面実施すべき施策等について、必要となる官庁営繕関係基準類等の策定の更なる推進を図る。</p>		

政策に関する評価
結果の概要と達成
すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				19年度	20年度	21年度		
環境等に 配慮した 便利で安 全な官庁 施設の整 備・保全 を推進す る	官庁施設として必要 な性能を確保するた めの対策が講じられ ている施設の割合 (①耐震対策、②バ リアフリー化、③環 境への配慮、④総 合)	%	①64 ②5 ③14 ④4 (18年度)	①69 ②8 ③17 ④6	①75 ②14 ③22 ④10	①77 ②25 ③31 ④17	①85 ②41 ③35 ④28 (23年度)	①建築物の耐震改修の促進に関する法律 に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改 修の促進を図るための基本的な方針」に おいて、多数の者が利用する建築物の耐 震化率について、平成17年までに少な くとも9割にすることを目標とするこ とが定められていることを勘案し、目標値 を設定している。 ②障害者基本法に基づく「障害者基本計 画」及び「重点施策実施5か年計画」に おいて、平成22年度までに、窓口業務 を行う官署が入居する官庁施設のバリア フリー改修を実施することとされてお り、これを踏まえたバリアフリー化につ いては平成19年度末までに9割以上達 成される見通しであった。一方、平成1 8年12月に移動円滑化誘導基準が改定 され、オストメイトに対応した便所等が 新たに求められることになったことか ら、オストメイト対応等の有無を指標に 含めて現況値を算出するとともに、今後 の整備見通しを勘案し、目標値を設定し ている。 ③「地球温暖化推進本部幹事会申し合 せ（平成19年6月30日）」において、 2012年度までの今後6年間で、 延べ床面積1,000m ² 以上の国の庁舎 については、構造上・立地上の不都合が ない限り、太陽光発電の導入または建物 の綠化を行うこととされており、国の合 同庁舎については、平成24年度までに 約120施設整備することを目標とし ていることを勘案し、目標値を設定して いる。 ④①～③の整備推移等を勘案し、目標値 を設定している。
	保全状態の良好な官 庁施設の割合等 (① 保全状態の良好な官 庁施設の割合、②官 庁常勤関係基準類の 策定事項数)	①% ②事項	①71 ②3 (18年度)	①74.8 ②11	①79.3 ②16	①81.4 ②19	①80 ②25 (23年度)	①評点の平均点が60点以上の場合と は、概ね良好に保全された状態であり、 すべての施設において60点以上を目指 とする必要がある。よって、長期的には 100%を目指すことを勘案して目標値 を設定している。 ②「国家機関の建築物を良質なストック として整備・活用するための官庁営繕行 政のあり方について」（平成18年7月 20日社会資本整備審議会建築分科会） の建議において当面実施すべき施策とさ れた項目、社会経済情勢の変化等につ いて、基準額等の策定や既存基準額等の改 定に際し事項の追加等を行う。当面（今 後5年間）、下記の項目についての基準 額等の策定等を目標とする。

関係する施政方針 演説等内閣の重 要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
			重点施策実施5箇年計画 (障害者施策推進本部決定)	○官庁施設のバリアフリー化の推進 ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリア フリー新法」という。）に基づいて、新設する国のすべての官庁施設を、移 動等円滑化誘導基準に照らし、「すべての施設利用者が、できる限り、円滑 かつ快適に利用できる」施設として整備する。 イ バリアフリー新法に基づいて、国の合同庁舎について、窓口までの経 路、高齢者、障害者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペース 等の整備を実施する。 ウ 窓口業務を行う官署が入居する国既存官庁施設について、手すり、ス ローブ、視覚障害者誘導用ブロック、高齢者、障害者等に対応した便所、自 動ドア、エレベーター（延床面積1,000平方メートル以上のもの）等の改修 を実施する。